

広島市告示第89号

令和8年3月4日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項の規定に基づき、次の文書については、印影の印刷により公印の押なつに代えることを承認し、同条第2項の規定に基づき、告示します。

広島市長 松 井 一 實

文 書 名	印影を印刷する 公印の名称
<ul style="list-style-type: none">・ 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除不足額（還付加算金）還付・充当通知書・ 過誤納金等還付充当通知書	市長印